

登録教習機関の登録事項変更の公示

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 77 条第 3 項において準用する法第 47 条の 2 の規定による法第 46 条第 4 項第 2 号の事項の変更の届出がなされたので、労働安全衛生法第 112 条の 2 第 2 項第 2 号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和 47 年労働省令第 44 号）第 25 条の 3 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

- 1 登録教習機関の名称 一般社団法人日本クレーン協会
- 2 登録教習機関の住所 東京都江東区新木場 1-11-7
- 3 変更前代表者職氏名 会長 森下 信
変更後代表者職氏名 会長 曄道 佳明
- 4 変 更 年 月 日 令和 8 年 6 月 22 日
- 5 登 録 番 号 滋第 57 号、滋第 62 号、滋第 63 号

令和 8 年 7 月 9 日

滋 賀 労 働 局 長